

民法改正による特別寄与料請求権と相続対策について

平成30年度の民法改正において特別寄与料請求権が創設され、令和元年7月1日から施行されます。今回は、特別寄与料請求権の改正内容と特別寄与に係る相続対策について解説します。

1. 改正内容

被相続人に対して無償で療養看護等をしたことにより被相続人の財産の維持や特別の寄与をした親族（相続人等を除く。）である特別寄与者は、相続人に対して寄与の額に応じた金銭である特別寄与料を請求することができるようになります。

特別寄与料の支払について、当事者間に協議が調わないときや協議ができないときは、特別寄与者は、家庭裁判所に対して協議に代わる処分を請求することができます。ただし、特別寄与者が相続の開始及び相続人を知った時から6か月を経過したときや相続開始の時から1年を経過したときは、この限りではありません。

特別寄与料の額は、被相続人が相続開始の時に所有した財産の価額から遺贈の価額を控除した残額を超えることができます。

2. 特別寄与料に係る相続税課税**(1) 課税対象**

特別寄与料の額が確定した場合には、特別寄与者がその特別寄与料の額に相当する金額を被相続人から遺贈により取得したものとみなして相続税を課税します。新たに相続税の納税義務が生じた者は、当該事由が生じたことを知った日から10か月以内に相続税の申告書を提出しなければなりません。

特別寄与料の課税の取扱い、令和元年7月1日以後開始する相続から適用されます。

※特別寄与者は、被相続人の一親等の血族及び配偶者のいずれにも該当しないため、相続税額の2割加算の対象となります。

(2) 特別寄与料を支払う相続人の処理

相続人が支払うべき特別寄与料の額は、その相続人に係る相続税の課税価格から控除します。

※特別寄与料は、各相続人が相続分に応じて負担します。

(3) 相続税の更正の請求等

相続税の更正の請求の特則等の対象に特別寄与料の取得事由が加えられます。従いまして、相続税の申告期限までに特別寄与料の額が確定しない場合には、その確定後4か月以内に限り更正の請求をすることができます。

3. 特別寄与請求と相続対策**(1) 特別寄与料請求の問題点**

特別寄与料請求権の創設は、相続人以外の親族の被相続人への特別の寄与を認め、遺産分割の公平性の観点からは有用な改正であります。しかし、相続発生後の事務手続き、相続人に特別寄与料を請求する意思表示に伴う心労負担や特別寄与者の相続税申告の必要性などの弊害が想定されます。そのため、特別寄与料請求の代替案として生前からの相続対策を行うておくことも重要であると考えられます。

(2) 生前贈与対策

生前贈与として特別寄与料の代わりとなる金銭等をあらかじめ贈与しておくことで、その特別寄与者が遺言による受贈者や保険金の受取人になっていなければ相続税の申告書への記載が不要となり、生前贈与加算の対象からも除かれます。

また、当事者間の合意の下での贈与となるため、相続人からの理解も得られやすくなるかと思えます。

(参考)

生前贈与の他、特別寄与料請求に代えて金銭等を特別寄与者に移す方法として、遺言書作成、保険金の受取人指定や養子縁組などがあります。

特別寄与者を受遺者として遺言書を作成することや特定寄与者を保険金の受取人に指定することにより、特別寄与料相当額を移すことができますが、この方法では相続後の諸手続きや相続税申告の記載が必要となります。

また、養子縁組により特別寄与者を遺産分割協議に介入させることができますが、相続税申告の記載や特別寄与者の心労負担を完全に取り除くことはできません。